

一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県東部歯科医師会歯と口の健康週間事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、歯科衛生意識の高揚を図る活動等を行う一般社団法人鳥取県東部歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)の事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって市民の健康増進・向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、歯科医師会が歯と口の健康週間(6月4日～10日)に歯の衛生に関する指導及び健康を守る教育を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前項に規定する事業に要する経費のうちコンクール、歯科無料相談センター及び福祉施設口腔衛生指導の実施に係る経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部健康・子育て推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。